



次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次条において「政令」という。）第2条第1項第1号のイに掲げる額
- (2) 市町村が法第45条第5項（法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託する診療（調剤）報酬請求書及び法第54条の2第12項の規定による訪問看護療養費請求書の審査並びに診療（調剤）報酬、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び高額療養費の支払に関する事務の手数料の額

（特別交付金）

第3条 条例第2条第2項の規定により交付する特別交付金の額は、政令第6条第6項各号に掲げる額の合算額とする。

（繰入金のうち特別交付金の交付に充てられる額）

第4条 条例第2条第3項の規定により特別交付金の交付に充てられる繰入金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害等により減免の措置を採った一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る保険料（国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。）の額の合計額が、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この条において「省令」という。）第7条（省令附則第2条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第7条）の規定により算定した市町村調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者（省令第5条第1項第3号のイに規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下この号において同じ。）のうち退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。次号において同じ。）の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に省令第7条第1項第3号のイに掲げる額を乗じて得た額を控除した額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、100分の3に相当する額未満である場合 当該一般被保険者に係る保険料の減免額の10分の8以内の額

- (2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額（省令第6条第1号のハに規定する入院療養を受ける一般被保険者及び退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（省令第6条第1号のハに規定する入院療養を受ける一般被保険者及び退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）の合算額が、その額並びに当該期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額（省令第6条第1号のハに規定する入院療養を受ける一般被保険者及び退職被保険者等に係る額を除く。）、当該期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する

額を控除した額（省令第6条第1号のハに規定する入院療養を受ける一般被保険者及び退職被保険者等に係る額を除く。）及び当該期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（省令第6条第1号のハに規定する入院療養を受ける一般被保険者及び退職被保険者等に係る額を除く。）の合算額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、100分の3に相当する額未満である場合 当該療養の給付に係る一部負担金の減免額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を受ける一般被保険者に係る一部負担金の減免額については、当該一般被保険者がなお負担すべき額について行った減免額に限る。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の10分の8以内の額

- (3) 省令第7条第2項（省令附則第2条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第7条第2項）の規定を適用して算定した省令第7条第1項第1号（省令附則第2条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第7条第1項第1号）に掲げる額のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が100分の5を超え、かつ、100分の10以下である場合 省令第7条第2項（省令附則第2条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第7条第2項）の規定を適用して算定した省令第7条第1項第1号（省令附則第2条の規定により読み替えられた場合には、読み替え後の省令第7条第1項第1号）に掲げる額に当該割合を乗じて得た額の10分の8以内の額

- (4) 市町村が行う国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に関する事業に要する費用がある場合 別に定める額

- (5) その他特別の事情がある場合 別に定める額  
(市町村の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第5条 当該年度の4月2日以後において、一の市町村の区域の全部又は一部が他の市町村の区域となった場合における当該他の市町村に対して交付する当該年度の保険給付費等交付金の額については、当該区域とその他の区域とを区分し、それらの区域ごとに算定するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

健康福祉政策課国民健康保険室

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第32号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成17年長野県規則第59号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成29年度以前のこの規則による廃止前の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定については、なお従前の例による。

健康福祉政策課国民健康保険室

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第33号

##### 長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「14単位」を「11単位」に改める。

第10条第2項中「について」を「である場合その他校長が必要がないと認める場合」に改める。

別表第1の教養科目的項中 「[法学]」 を

「[日本国憲法]」に改め、同表の選択必修科目的項中

福祉従事者論	講義	2 (30)
障害・老人福祉論	講義	2 (30)

を

「[福祉従事者論]」 講義 2 (30) に、

基礎ゼミナール	演習	2 (60)
保育実習室演習	演習	2 (60)

を

「[保育実習室演習]」 演習 2 (60) に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成30年3月31日現在在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地域福祉課